

○総務省令第八十四号

放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十六号）の施行に伴い、及び放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）の規定に基づき、放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月十四日

総務大臣 山本 早苗

放送法施行規則の一部を改正する省令

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十二条の次に次の一条を加える。

（実施基準の記載事項）

第十二条の二 法第二十条第九項第四号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第二十条第二項第二号又は第三号の業務（以下この条において単に「業務」という。）に関する苦

情その他の意見の処理に関する事項

二 区分経理の方法その他の経理に関する事項

三 業務の実施計画の作成及び公表に関する事項

四 業務の実施計画の実施状況に関する資料の作成及び公表に関する事項

五 法第二十条第十三項の規定に基づく業務の実施の状況の評価及び当該業務の改善に関する事項

六 その他業務に関し必要な事項

第十三条中「第二十条第十項」を「第二十条第十四項」に改める。

第三十二条第一項中「第二十条第二項第二号」の下に「及び第三号」を加え、「番組アーカイブ業務」を「放送番組等有料配信業務」に、「及び」を「並びに」に改め、同条第二項中「番組アーカイブ業務」を「放送番組等有料配信業務」に改める。

第三十四条第三項第四号レ中「既放送番組配信費」を「放送番組等有料配信費」に、「既放送番組」を「放送番組等」に、「番組アーカイブ業務勘定」を「放送番組等有料配信業務勘定」に改める。

別表第二号中「資本の収支」を「資本収支」に、「番組アーカイブ勘定長期貸付金返還金」を「放送番組等有料配信業務勘定長期貸付金返還金」に、「番組アーカイブ勘定」を「放送番組等有料配信業務勘定長期貸付金」に、「

長期借入金償還金」や「長期借入金返還金」並びに「（番組インターネット業務勘定）」や「（放送番組等有料配
 信業務勘定）」並びに「視聴料収入」や「放送番組等有料配信業務収入」並びに「番組インターネット提供業務」や
 「放送番組等有料配信業務」並びに「既放送番組配信費」や「放送番組等有料配信費」並びに「放送番組の」や
 「放送番組等の」並びに「回線料」や「番組インターネット業務勘定」や「放送番組等有料配信業務勘定」並び
 に。

国民銀行から「番組インターネット勘定短期貸付金」や「放送番組等有料配信業務勘定短期貸付金」並びに「番
 組インターネット勘定長期貸付金」や「放送番組等有料配信業務勘定長期貸付金」並びに「番組インターネット業務勘
 定」や「放送番組等有料配信業務勘定」並びに「視聴料収入」や「放送番組等有料配信業務収入」並びに「既放
 送番組配信費」や「放送番組等有料配信費」並びに「番組インターネット勘定からの」や「放送番組等有料配信業
 務勘定からの」に該当する。

「放送債券番組アーク インターネット勘定長期貸付金 返還金」	や	「放 送 債 券 放送番組等有料配信 業務勘定長期貸付金 返還金」	並びに	「番組インターネット勘定 長期貸付金 長期借入金 返 還 金」	や	「
--------------------------------------	---	--	-----	--	---	---

放送番組等有料配信
業務勘定長期貸付金
長期借入金返還金

に「番組アーカイブ業務勘定」を「放送番組等有料配信業務勘定」に「視聴料収入」を「放送番組等有料配信業務収入」に「既放送番組配信費」を「放送番組等有料配信費」に改める。

附 則

1 この省令は、放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十六号）の施行の日から施行する。

2 平成二十六年年度の事業年度の業務報告書並びに財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書については、改正後の放送法施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。